



2016年（平成28年）4月1日から開始する基準緩和型訪問事業  
及び基準緩和型通所事業の費用（案）の算定に係る考え方について

1 基準緩和型訪問事業費（1月につき） 9,000円

注1 利用者に対して指定基準緩和型訪問事業所（福山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員，設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成28年条例第 号。以下「介護予防・日常生活支援総合事業基準条例」という。）第43条第1項に規定する指定基準緩和型訪問事業所をいう。以下同じ。）の生活支援員（同項に規定する生活支援員をいう。以下同じ。）が，介護予防生活支援サービス計画（介護予防・日常生活支援総合事業条例第2条第2項第11号に規定する介護予防生活支援サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた次に掲げるいずれかに該当する指定基準緩和型訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業基準条例第2条第2項第3号に規定する指定基準緩和型訪問事業をいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。

- (1) 所要時間45分以上（1週に1回）
- (2) 所要時間1月の合計が240分以上

2 利用者が一の指定基準緩和型訪問事業所において指定基準緩和型訪問事業を受けている間は，当該指定基準緩和型訪問事業所以外の指定基準緩和型訪問事業所が指定基準緩和型訪問事業を行った場合に，基準緩和型訪問事業費は，算定しない。

3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は，基準緩和型訪問事業費は，算定しない。

4 利用者と同居する家族が一の指定基準緩和型訪問事業所において指定基準緩和型訪問事業を受けている場合，介護予防生活支援サービス計画の作成担当者において指定基準緩和型訪問事業の提供に支障がないと認める場合，一の生活支援員により基準緩和型訪問事業費を算定することができる。

2 基準緩和型通所事業費（1月につき） 12,000円

注1 別に市長が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準緩和型通所事業所（介護予防・日常生活支援総合事業条例第71条第1項に規定する指定基準緩和型通所事業所をいう。以下同じ。）において，介護予防生活支援サービス計画に位置付けられた指定基準緩和型通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業基準条例第2条第2項第5号に規定する指定基準緩和型通所事業をいう。以下同じ。）を次に掲げるいずれかの区分に応じ，行った場合に算定する。

- (1) 所要時間3時間以上（1週に1回）
- (2) 所要時間1月の合計が15時間以上

- 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防短期特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準緩和型通所事業費は、算定しない。
- 3 利用者が一の指定基準緩和型通所事業所において指定基準緩和型通所事業を受けている間は、当該指定基準緩和型通所事業所以外の指定基準緩和型通所事業所が指定基準緩和型通所事業を行った場合に、基準緩和型通所事業費は、算定しない。
- 4 併設の指定通所介護事業所又は指定介護予防相当通所事業所において、定員超過又は人員基準欠如に該当する場合は、基準緩和型通所事業費を算定しない。